

TEGOネットだより浜田

「てご」とは、方言で「手伝う（支援する）」という意味です。

平成24年7月9日 第62号
浜田市農林業支援センター

はじめに

7月に入り、梅雨前線の影響で湿度の高い日が続き、体調管理が難しい時期になっています。適度な水分補給をするとともに、無理のない農作業に努めましょう。

また6月1日から8月31日は「農薬危害防止運動期間」です。水稻を始めとした防除作業が多くなる時期になりますが、農薬の使用に伴う事故・被害を防ぐため、農薬の安全かつ適正な管理、環境への影響に配慮した作業を行いましょう。
(浜田市農林業支援センター長 大谷 十三一)

1. 各支援チームからの話題

★ 新規就農者支援チーム (担当: ^{いなだ} 稲田・^{なかた} 中田)

就農ガイダンスに参加しました

6月20日、島根県立農林大学校（大田市波根町）において、**就農ガイダンス**が開催されました。

当日は、学生の方々に浜田市での農業研修制度や就農までの流れについて説明しました。ガイダンスに参加された方で、希望作目等決まっている方、まだ決めかねている方がおられましたが、どなたも農業に対する意欲が高く、将来の担い手として期待が膨らみました。

今後も農林大学校の学生を含め、広く浜田市での就農希望者を募り、一人でも多くの担い手を確保するよう努めていきたいと考えています。



● 認定農業者支援チーム (担当: ^{なかた} 中田・^{いなだ} 稲田)

浜田市の認定農業者の状況

新年度がスタートして約3ヶ月が経過いたしました。今回は、昨年度（平成23年度）末時点での浜田市の認定農業者の状況を右図のとおり、**年齢別・自治区別・営農類型別**にお知らせします。

平成19年度に当支援センターが開所して以来、認定農業者数は、年々増加傾向にありましたが、ここ数年は、減少に転じております。今後も、地域農業の担い手である認定農業者の育成、そして新たな候補者の掘り起こしを進めていきたいと思っております。

年齢別	
～29歳	2
30～39歳	14
40～49歳	4
50～59歳	15
60～69歳	8
70歳～	2
【法人】	14
合計	59

平均年齢 49.4歳（個人のみ）

自治区別	
浜田自治区	9
金城自治区	16
旭自治区	16
弥栄自治区	12
三隅自治区	6
合計	59

営農類型別（※）	
水稻	15
野菜	16
果樹	12
花き	5
畜産	6
その他	5
合計	59

（※）販売金額が最も多い部門

■ 集落営農組織支援チーム (担当: ^{たばら} 田原・^{かまはら} 鎌原)

「水澄み米」好評です！



6月5日、東京の自然食品販売店のスタッフの皆さんが、「(有)三隅町農業支援センターみらい」が栽培する「**水澄み米**」の視察に来られました。田植えが済んだばかりの圃場を見学し、また除草技術について「みらい」の加藤喜六代表が説明されました。

水澄み米は、除草剤を使用せずに栽培されたきぬむすめで、美味しさを認証を取得しています。昨年は大阪の量販店で販売され、リピーターのお客様がいらっしゃるなど、好評をいただいております。

加藤さんは「栽培に手間がかかるために生産量の拡大は難しいが、今後も情報発信していくことで、生産者が増えてくれたら」と言っておられました。

2. 『ミクニマルシェ』のご案内 ※マルシェ＝市場

浜田市では「はまだ食の大使 三國清三シェフ」による『ミクニマルシェ』を実施します。これは、浜田特産の食材・食品を広く公募し、応募していただいた中から三國シェフが認定した食材・食品を市が広くPRして販路拡大を支援するものです。

認定は、ミクニマルシェ認定審査会を開催して、シェフご本人と審査委員による審査によって決定します。認定された食材・食品については、審査会当日に三國シェフから認定証が授与される予定です。

ご希望の方は、この機会にぜひお申し込みください。

- 対象：①市内で生産された農作物又は浜田港に水揚げされた魚
②市内で加工された食品又は①の生鮮食材を使用して製造された加工食品

■募集期間：7月2日(月)～8月10日(金)

■お問い合わせ、応募先：浜田市役所農林課 (Tel25-9510)

※申込用紙は浜田市ホームページからダウンロード、または農林課・各支所産業課にあります。

浜田市 HP：http://www.city.hamada.shimane.jp/machi/bosyu/sankasya_bosyu/mikunimaryshe.html

3. ストップ有害鳥獣！『有害鳥獣被害防止対策事業』

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会では、国の総合対策事業を活用し「有害鳥獣被害防止対策事業」を実施します。

この事業は、有害獣の集落への侵入を広く範囲にわたって阻止する防護柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）を設置する集落等に対し、その事業に要する資材を提供するものです。提供した資材の設置・維持管理は申請団体で行っていただきます。

【応募資格】集落、町内会または3戸以上の団体

【応募要件】①防護柵の対象となる農用地が30a以上であること。
(市内にあり、遊休農地を除く)

②今年度中に設置を行うこと。

【応募締切】平成24年9月10日(月)

注) 申請多数の場合は、資材が配布できない場合がありますがご容赦ください。また、希望している数量が配布できない場合は、申請団体において不足分を追加購入し設置していただくか、または配布する資材内で設置する個所や方法をご検討のうえ設置いただきますようお願いいたします。

※詳しくは、浜田市農林課 (Tel25-9510) または各支所産業課までお問い合わせください。



4. 島根県産品展示・商談会について

島根県では島根県産品の販路拡大の支援を目的に商談会を開催します。これまでも開催されており、商談の場、情報収集の場として多くの方が参加されています。新たな商品流通をお考えの方は、この機会に参加されてはいかがでしょうか。

●出展対象者：県内の飲食品（農林水産物、酒類を含む）の製造業者及び団体

●申込締切：7月20日(金)まで

※展示・商談会は、10月24日(水)13時から、朱鷺会館（出雲市西新町）を会場に行われます。

●申込先及びお問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課 TEL：0852-22-6398 FAX：0852-22-6859

HP アドレス：<http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

- 当情報誌は新規就農者、認定農業者、集落営農組織と関係機関の皆様にご提供しています。
- ご意見、掲載要望、または配信停止をご希望される場合は下記までご連絡ください。

■ 発刊元 浜田市農林業支援センター

〒697-0024 島根県浜田市黒川町3741 (JAいわみ中央本所分館2階)

TEL：0855-22-3500 FAX：0855-22-3477 E-mail：n-shien@city.hamada.shimane.jp